# 海上交通の安全についての施策

### 第1節 海上交通環境の整備

船舶の大型化、海域利用の多様化、海上交通の 複雑化や頻発化・激甚化する自然災害等を踏まえ. 船舶の安全かつ円滑な航行、港湾・漁港における 安全性を確保するため、航路、港湾、漁港、航路 標識等の整備等を推進するとともに、海図、水路 誌. 海潮流データ等の安全に関する情報の充実及 び情報通信技術 (ICT) を活用した情報提供体制 の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的 確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等 を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に 努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効 果的利用を図るため、第1部第1章第3節で記載 した自然現象に関する施策を講じる。また、波浪 や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うととも に、海上における遭難及び安全に関する世界的な 制度 (GMDSS) において最大限有効に利用できる

よう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善を 図る。

高齢者、障害者等全ての利用者が安全かつ身体 的負担の少ない方法で利用・移動できるよう配慮 した旅客船ターミナルの施設の整備を推進する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等 に関する法律(平16法31)に基づく国際港湾施設 の保安措置が的確に行われるように実施状況の確 認や人材育成等の施策を行うとともに、港湾施設 の出入管理の高度化等を進め、港湾における保安 対策を強化する。

- 交通安全施設等の整備
- 2 ふくそう海域等の安全性の確保
- 3 海上交通に関する情報提供の充実
- 4 高齢者、障害者等に対応した旅客船ター ミナルの整備

### 第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るためには、海事関係者の みならず、海を利用する国民一人一人の海難防止 に関する意識を高める必要がある。そのため、事 故の分析と傾向に基づき、船舶の種類や地域の特 性に応じた海難防止講習会, 訪船指導, 「海の事

故ゼロキャンペーン」等を通じて、海難防止思想 の普及に努める。

- 海難防止思想の普及
- 2 外国船舶に対する情報提供等

### 第3節 船舶の安全な運航の確保

船舶の安全な運航を確保するため、以下の取組 を推進する。

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受 け、「知床遊覧船事故対策検討委員会 | において 取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心 対策 | を着実に進め、その進捗に応じフォロー アップも行っていく。また、「海上運送法等の一 部を改正する法律」や関係政省令の施行を踏ま え, 事業者の安全管理体制の強化や船員の資質の 向上等に取り組み、旅客船の安全・安心対策に万 全を期していく。

船舶運航上のヒューマンエラーを防止するた め、AISの搭載促進、船舶への訪船指導やイン ターネットを活用した情報提供に取り組む。

運航労務監理官による監査等の積極的な実施を 通じて、安全管理体制や船員の過労の防止に係る 措置状況の確認を徹底し、事業者に対する監視を 強化するとともに、事故発生時の再発防止策の徹 底及び年末年始の輸送の安全総点検での指導等に 取り組む。

事業者が社内一丸となって安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

船員、水先人への免許付与・更新、船員教育機 関における教育を適切に実施する。

令和5年度より同年度から令和9年度までを計画期間とする第12次船員災害防止基本計画が開始したところ、同計画を実施するための2024年度船員災害防止実施計画も踏まえ、高年齢船員や漁船の死傷災害対策など、船員災害の減少に向けた取組を推進する。

我が国に寄港する外国船舶の乗組員の資格要件 等に関する監督を推進する。 船舶運航事業者における津波避難マニュアルの 活用等により、大規模津波発生時における船舶の 津波防災対策の推進を図る。

内航を始めとする船舶への新技術の導入促進に よる労働環境改善・生産性向上, ひいてはそれに よる安全性向上を図る。

- 1 旅客船の総合的な安全・安心対策
- 2 ヒューマンエラーの防止
- 3 船舶の運航管理等の充実
- 4 船員の資質の確保
- 5 船員災害防止対策の推進
- 6 水先制度による安全の確保
- 7 外国船舶の監督の推進
- 8 旅客及び船舶の津波避難態勢の改善
- 9 新技術の導入促進

## 第4節

### 第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図る。

国内海外において旅客フェリーで火災事故が多 発しているため、国際海事機関における国際的な 安全対策の議論に参加するなど、旅客フェリーの 火災安全対策に取り組む。

国際海上輸出コンテナに係る事故を防止するため、荷送人等による総重量の確定や船社等への情報の伝達の確実な履行のための対策を推進する。

我が国に入港する外国船舶に対し、1974年の海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS条約) 等に基づく船舶の航行の安全等に関する監督を推進する。

バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー 化について、旅客船事業者が円滑に対応できるよう. ユニバーサルデザインの観点を考慮したガイ ドラインを周知する。

自動運航船の導入により船舶の安全性を向上させるため、船舶の自動運航技術の進展に対応した国際ルールの策定を主導して、2026年までに国際合意を形成することにより、自動運航船の本格的な商用運航を2030年頃までに実現することを目指す。

海上輸送のカーボンニュートラルに向けて水 素・アンモニアを代替燃料とする船舶の開発が進 んでいるところ,これらの実用化に向けた国際的 な安全基準等の策定を主導し,我が国の技術的な 知見の蓄積がこれらの検討に活用されるよう努め る。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 船舶の検査体制の充実
- 3 外国船舶の監督の推進

### 第5節 小型船舶の安全対策の充実

漁船、プレジャーボートなどの小型船舶による 海難が全体の約8割を占めるとともに、その原因 の多くがヒューマンエラーであることから、小型 船舶操縦者、漁業関係者が自ら安全意識を高める ための取組等を関係機関、民間団体等が連携して 推進する。

特に、ヒューマンエラーを防止するため、海難 防止講習会、訪船指導等を通じて小型船舶操縦者 の安全意識向上を図る。また、小型船舶操縦者の 遵守事項等 (発航前検査, 見張りの実施等) の周 知・啓発を推進し、違反者への是正指導を強化す る。

令和6年4月に施行された遊漁船業の適正化に 関する法律の一部を改正する法律(令5法39)に ついて, 都道府県, 遊漁船業者, 関係団体等への 周知・啓発に努め、遊漁船業における安全性の向 上を図る。

また、平成30年2月1日から原則として全て の小型船舶乗船者にライフジャケットの着用が義 務化されたことについて、リーフレットの配布、 インターネットの活用など様々な方法で周知を図 るとともにプレジャーボートユーザーに対する定 期的な点検整備の推奨、適切なタイミングでの機 関整備の啓発を実施する。

なお、全国の川下り船事業者に対し、救命胴衣 の着用徹底等を始め、「川下り船の安全対策ガイ ドライン」に基づく措置について、安全確認を実 施する。

その他、ボートパーク整備による係留・保管能 力の向上等の対策により、 放置艇削減を推進する ことで、安全対策を行う。

- ヒューマンエラーによる船舶事故の防止
- 2 小型船舶操縦者の遵守事項等の周知・啓発
- ライフジャケット着用率の向上 3
- 河川等における事故防止対策の推進 4
- プレジャーボートの安全対策の推進 5
- 漁船等の安全対策の推進
- 放置艇削減による安全対策の推進

### 第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通の法秩序を維持するため、港内や主要 狭水道等船舶交通がふくそうする海域の監視体制 の強化及び無資格運航や区域外航行のような海難 の発生に結び付くおそれのある事案の指導・取締 りを実施する。

また, 海上保安庁において, 年末年始など海上 輸送やマリンレジャースポーツが活発化する時期

には、窃盗等の犯罪が発生するおそれがあるほ か、テロの対象となる危険性や船内における事故 発生の可能性が高くなることから、 犯罪・テロ防 止の観点から、必要に応じ旅客ターミナル等にお ける警戒を実施するとともに、不審事象を認めた 場合や犯罪・事故等が発生した場合には、直ちに 海上保安庁に通報するよう指導を徹底する。

### 第7節 救助・救急活動の充実

海難による死者・行方不明者を減少させるため には、海難情報の早期入手、精度の高い漂流予測、 救助勢力の早期投入、捜索救助・救急救命能力の 強化等が肝要である。このため、機動性の高い捜 索救助能力や救急救命士等による高度な救急救命 能力等救助・救急活動の充実・強化を図るととも

- に. 関係省庁及び民間救助組織と連携した救助・ 救急活動を実施する。
  - 1 海難情報の早期入手体制の強化・関係省 庁等への適時の情報共有
  - 2 迅速的確な救助勢力の体制充実・強化

### 第8節 被害者支援の推進

船舶の事故により、第三者等に与えた損害に関 する船主等の賠償責任に関し、保険契約締結等, 被害者保護のための賠償責任保険制度の充実に引 き続き取り組む。

また, 国土交通省公共交通事故被害者支援室に

おいては、関係者からの助言を得ながら、外部の 関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業 者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交 通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めて 12 CV

### 第9節 船舶事故等の原因究明と事故等防止

引き続き、運輸安全委員会は、独立性の高い専 門の調査機関として. 船舶の事故及びインシデン ト (事故等)の調査により原因を究明し、国土交 通大臣等に再発防止及び被害の軽減に向けた施策 等の実施を求めていく。

調査においては、3Dスキャン装置やCTスキャ ン装置を活用し、デジタルデータを視覚的な数 値、グラフ、画像又は映像に変換し、事故原因の 鍵となる情報を探り出すなど、科学的かつ客観的 な解析を進めていく。

### 第10節〉海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難事故 原因解明のための総合的な調査研究を推進し、そ の成果を速やかに安全対策に反映させることによ り、海上交通の安全の確保を図る。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

海上技術安全研究所では、安全性と環境性のバラ ンスに配慮した合理的な構造強度の評価手法、先 進的な船舶の安全性評価手法、海難事故等の再現 技術、適切な再発防止策の立案に関する研究開発 等に取り組む。